

Eコアのeでんきご契約者様 各位

媒介事業者：株式会社Eコア
契約当事者：株式会社エネクスライフサービス**電気料金の見直しのお知らせ（確定版）**

拝啓 平素より「Eコアのeでんき」に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日、経済産業省より発表がありましたレベニューキャップ制度（※1参照）の2023年4月運用開始に伴い、全国的に託送料金（送配電網の利用料）の値上げが実施されます。つきましては、「Eコアのeでんき」について、託送料金の見直しを反映した新たな電気料金設定を行うことといたしました。なお、今回の電気料金の見直しに際してお客様に特段のお手続きは発生致しません。日頃よりご愛顧を賜っておりますお客様には大変なご迷惑をお掛け致しますが、どうかご理解頂きます様、お願い申し上げます。

敬具

記

1. レベニューキャップ制度（※1）とは

「Eコアのeでんき」は、九州電力送配電株式会社へ送配電網（電線等の設備）の利用料（託送料金）を支払い電力供給していますが、この利用料（託送料金）に関して経産省が導入した制度がレベニューキャップ制度です。地域の一般送配電事業者が策定した今後5年間の事業計画に対し、その計画達成に必要な費用“収入上限（レベニューキャップ）”について国の承認を受け、その範囲において利用料（託送料金）を設定できるという内容です。

2. 料金改定内容

改定後の電気料金単価は下記の通りです。詳細は電気需給約款、電気料金メニュー約款、新旧対照表をご覧ください。

メニュー名	区分		改定内容（税込）
eファミリープラン	基本料金	10Aあたり	+19.24円 改定
eファミリープランライト	電力量料金	1kWhあたり	+0.82円 改定
eジョブプランF	基本料金	10Aあたり	+19.24円 改定
	電力量料金	1kWhあたり	+0.82円 改定
eビジネスプラン	基本料金	1kVAあたり	+19.24円 改定
eビジネスプランF	電力量料金	1kWhあたり	+0.82円 改定
eパワーユースプラン	基本料金	1kWあたり	+11.23円 改定
eパワーユースプランF	電力量料金	1kWhあたり	+0.15円 改定

3. 適用日（予定）

①電気需給約款等改定日

2023年4月1日付で改定を予定しております。

②お客様の電気料金改定の反映スケジュール

2023年5月検針分（2023年4月検針日～5月検針日利用分、6月ご請求分）より改定を予定しております。

※実施時期が延期となった場合には、別途当社ホームページ等でお知らせいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

①株式会社エコアの LP ガス/都市ガスをご利用のお客様で、「エコアの e でんき」をご契約中のお客様

下記より担当の営業所へお問い合わせください。

<https://www.ecoregas.jp/userguide/network/search/>

②「エコアの e でんき」のみをご契約中のお客様

電力お客様窓口 092-282-8951（平日 9：00～17：00）

③媒介業者経由で「エコアの e でんき」をご契約中のお客様

各媒介業者にお問い合わせください。

<https://www.ecoregas.jp/agent/eenegy/>

**電気需給約款（九州電力エリア版）、電気料金メニュー約款（エコアのeでんき 九州エリア）の変更
について**

2023年4月1日付で以下の通り、電気需給約款（九州電力エリア版）および電気料金メニュー約款（エコアのeでんき 九州エリア）の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

電気需給約款（九州電力エリア版）新旧対照表

	変更前	変更後
電気需給約款 （九州電力 エリア版）	<p>第3条 電気需給約款の変更</p> <p>1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>	<p>第3条 電気需給約款の変更</p> <p>1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、<u>みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合</u>、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン B (4)

(a) 基本料金

契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

(c) 最低月額料金

1 契約につき	314 円 79 銭
---------	------------

2. 標準プラン C (4)

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン B (4)

(a) 基本料金

契約電流 10 アンペア	316 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	474 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 88 銭

(c) 最低月額料金

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

2. 標準プラン C (4)

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 88 銭

第13条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第3項第(3)号の場合であつて、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかつた場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。
 - (1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
 - (2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があつた場合
 - (3) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かつた場合、または6日以上少なかつた場合
 - (4) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合
2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。
 - (1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
 - (2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したこと

第13条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第3項第(3)号の場合であつて、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかつた場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。
 - (1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合

削除

 - (2) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かつた場合、または6日以上少なかつた場合
 - (3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合
2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。
 - (1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合

削除

により、料金に変更があった場合
(3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合

第27条 お客様の申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客様は、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客様が当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客様の解約通知として取り扱います。

2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた解約期日に終了します。

(1) 当社がお客様の解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。

第28条 契約の解除および期限の利益の喪失

(2) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合

第27条 お客様の申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客様は、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客様が当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者へ契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客様の解約通知として取り扱います。

2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた解約期日に終了します。

(1) 当社がお客様の解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、お客さまと当社との協議によって定めた日に本契約を終了するものとします。

第28条 契約の解除および期限の利益の喪失 (追記)

4. お客様が第27条（お客様の申し出による解約）第1項による通知をされないでその需要場所から転移し、電気を使用されていないことが明らかな場合には、需給を終了させるための処置を行った日

に電気需給契約は終了するものとしたし
ます。

第 30 条 契約の変更

2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を書面、電話にて通知し、当社の書面での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。
4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、1 月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

別表

燃料価格	X	X _I	27,400
		X _{II}	52,500

第 30 条 契約の変更

2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を当社が適切と考える方法にて通知し、当社が適切と考える方法での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。
4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、原則として申込をされた日若しくは設備が変更された日以降の検針日から適用します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

別表

燃料価格	X	X _I	27,400
		X _{II}	<u>79,300</u>

【変更後の電気需給約款の掲載先】

URL : <https://www.ecoregas.jp/userguide/energy/>

電気料金メニュー約款（エコアのeでんき 九州エリア）新旧対照表

		変更前		変更後		
電気料金メニュー約款（エコアのeでんき 九州エリア）	第4条 契約種別			第4条 契約種別		
	1. eファミリープラン (4)電気料金			1. eファミリープラン(4)電気料金		
	(a)基本料金			(a)基本料金		
		契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭	契約電流 20 アンペア	<u>632 円 48 銭</u>	
		契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	<u>948 円 72 銭</u>	
		契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	<u>1,264 円 96 銭</u>	
		契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	<u>1,581 円 20 銭</u>	
		契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	<u>1,897 円 44 銭</u>	
	(b)電力量料金			(b)電力量料金		
	契約電流 20 アンペア	120 キロワット時 までの1キロワッ ト時につき	17 円 45 銭	120 キロワット時 までの1キロワッ ト時につき	<u>18 円 27 銭</u>	
		120 キロワット時 をこえ300キロワ ット時までの1キ ロワット時につき	23 円 05 銭	120 キロワット時 をこえ300キロワ ット時までの1キ ロワット時につき	<u>23 円 87 銭</u>	
		上記超過1キロワ ット時につき	26 円 04 銭	上記超過1キロワ ット時につき	<u>26 円 86 銭</u>	
	契約電流 30 アンペア	120 キロワット時 までの1キロワッ ト時につき	17 円 45 銭	120 キロワット時 までの1キロワッ ト時につき	<u>18 円 27 銭</u>	
		120 キロワット時 をこえ300キロワ ット時までの1キ ロワット時につき	22 円 36 銭	120 キロワット時 をこえ300キロワ ット時までの1キ ロワット時につき	<u>23 円 18 銭</u>	
		上記超過1キロワ ット時につき	25 円 26 銭	上記超過1キロワ ット時につき	<u>26 円 08 銭</u>	
契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア	120 キロワット時 までの1キロワッ ト時につき	17 円 45 銭	120 キロワット時 までの1キロワッ ト時につき	<u>18 円 27 銭</u>		
	120 キロワット時 をこえ300キロワ ット時までの1キ ロワット時につき	21 円 21 銭	120 キロワット時 をこえ300キロワ ット時までの1キ ロワット時につき	<u>22 円 03 銭</u>		
	上記超過1キロワ ット時につき	23 円 96 銭	上記超過1キロワ ット時につき	<u>24 円 78 銭</u>		

<p>(C)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>314 円 79 銭</td> </tr> </table> <p>2. eファミリープラン ライト (4)電気料金</p> <p>(a)基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>846 円 45 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,128 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,410 円 75 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,692 円 90 銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの1キ ロワット時につき</td> <td>16 円 58 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき</td> <td>21 円 90 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につ き</td> <td>24 円 75 銭</td> </tr> </table> <p>(C)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>314 円 79 銭</td> </tr> </table> <p>3. eジョブプランF (4)電気料金</p> <p>(C)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>314 円 79 銭</td> </tr> </table> <p>5. eビジネスプラン (4)電気料金</p> <p>(a)基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトア ンペアにつき</td> <td>297 円 00 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	314 円 79 銭	契約電流 30 アンペア	846 円 45 銭	契約電流 40 アンペア	1,128 円 60 銭	契約電流 50 アンペア	1,410 円 75 銭	契約電流 60 アンペア	1,692 円 90 銭	120 キロワット時までの1キ ロワット時につき	16 円 58 銭	120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき	21 円 90 銭	上記超過1キロワット時につ き	24 円 75 銭	1 契約につき	314 円 79 銭	1 契約につき	314 円 79 銭	契約容量1キロボルトア ンペアにつき	297 円 00 銭	<p>(C)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>334 円 26 銭</td> </tr> </table> <p>2. eファミリープラン ライト (4)電気料金</p> <p>(a)基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td>904 円 17 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,205 円 56 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td>1,506 円 95 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td> <td>1,808 円 34 銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき</td> <td>17 円 40 銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき</td> <td>22 円 72 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につ き</td> <td>25 円 57 銭</td> </tr> </table> <p>(C)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>334 円 26 銭</td> </tr> </table> <p>3. eジョブプランF (4)電気料金</p> <p>(C)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>334 円 26 銭</td> </tr> </table> <p>5. eビジネスプラン (4)電気料金</p> <p>(a)基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトア ンペアにつき</td> <td>316 円 24 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	334 円 26 銭	契約電流 30 アンペア	904 円 17 銭	契約電流 40 アンペア	1,205 円 56 銭	契約電流 50 アンペア	1,506 円 95 銭	契約電流 60 アンペア	1,808 円 34 銭	最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき	17 円 40 銭	120キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき	22 円 72 銭	上記超過1キロワット時につ き	25 円 57 銭	1 契約につき	334 円 26 銭	1 契約につき	334 円 26 銭	契約容量1キロボルトア ンペアにつき	316 円 24 銭
1 契約につき	314 円 79 銭																																												
契約電流 30 アンペア	846 円 45 銭																																												
契約電流 40 アンペア	1,128 円 60 銭																																												
契約電流 50 アンペア	1,410 円 75 銭																																												
契約電流 60 アンペア	1,692 円 90 銭																																												
120 キロワット時までの1キ ロワット時につき	16 円 58 銭																																												
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき	21 円 90 銭																																												
上記超過1キロワット時につ き	24 円 75 銭																																												
1 契約につき	314 円 79 銭																																												
1 契約につき	314 円 79 銭																																												
契約容量1キロボルトア ンペアにつき	297 円 00 銭																																												
1 契約につき	334 円 26 銭																																												
契約電流 30 アンペア	904 円 17 銭																																												
契約電流 40 アンペア	1,205 円 56 銭																																												
契約電流 50 アンペア	1,506 円 95 銭																																												
契約電流 60 アンペア	1,808 円 34 銭																																												
最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき	17 円 40 銭																																												
120キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき	22 円 72 銭																																												
上記超過1キロワット時につ き	25 円 57 銭																																												
1 契約につき	334 円 26 銭																																												
1 契約につき	334 円 26 銭																																												
契約容量1キロボルトア ンペアにつき	316 円 24 銭																																												

(b) 電力量料金			(b) 電力量料金		
契約容量 6キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	21円66銭	契約容量 6キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	<u>22円48銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円66銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>22円48銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	21円66銭		上記超過1キロワット時につき	<u>22円48銭</u>
契約容量 7キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	21円44銭	契約容量 7キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	<u>22円26銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円44銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>22円26銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	21円44銭		上記超過1キロワット時につき	<u>22円26銭</u>
契約容量 8キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	21円21銭	契約容量 8キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	<u>22円03銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円21銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>22円03銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	21円21銭		上記超過1キロワット時につき	<u>22円03銭</u>
契約容量 9キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	20円97銭	契約容量 9キロ ボルト アンペア	120キロワット時までの1キロワットにつき	<u>21円79銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円97銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円79銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	20円97銭		上記超過1キロワット時につき	<u>21円79銭</u>

契約容量	120 キロワット時までの1キロワットにつき	20 円 75 銭	契約容量	120 キロワット時までの1キロワットにつき	<u>21 円 57 銭</u>	
	10 キロボルトアンペア以上	20 円 75 銭		10 キロボルトアンペア以上	20 円 75 銭	<u>21 円 57 銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	20 円 75 銭		上記超過1キロワット時につき	20 円 75 銭	<u>21 円 57 銭</u>
7. e パワーユースプラン (4) 電気料金 (a) 基本料金			7. e パワーユースプラン (4) 電気料金 (a) 基本料金			
契約電力1キロワットにつき		1,012 円 00 銭	契約電力1キロワットにつき		<u>1,023 円 23 銭</u>	
(b) 電力量料金			(b) 電力量料金			
夏季料金	1 キロワット時につき	17 円 10 銭	夏季料金	1 キロワット時につき	<u>17 円 25 銭</u>	
その他季料金	1 キロワット時につき	15 円 42 銭	その他季料金	1 キロワット時につき	<u>15 円 57 銭</u>	

【変更後の電気料金メニュー約款（エコアのeでんき 九州エリア）の掲載先】

URL : <https://www.ecoregas.jp/userguide/energy/>

以上